

個人事業者の皆様へ

個別税務相談会 開催のご案内

相談無料
(要予約)

- ① 令和2年分の決算確定申告書類の作成及び派遣税理士によるe-Tax代理送信
- ② 令和2年分の消費税申告書類の作成

※東北税理士会の派遣税理士が対応いたします。

相談会開催日

2月

4日(木) 8日(月) 9日(火) 10日(水)
12日(金) 15日(月) 16日(火) 17日(水)
18日(木) 19日(金) 22日(月) 24日(水)
25日(木) 26日(金)

3月

1日(月) 2日(火) 3日(水) 4日(木)
5日(金) 8日(月) 9日(火) 10日(水)
11日(木) 12日(金) ★17日(水)

□ 囲みの3月1日(月)・3日(水)・5日(金)はe-taxの代理送信相談対応日
★の3月17日(水)は消費税申告のみ相談対応日

全日共通
(5コマ/日)

※原則1事業所につき
開催日期間内1コマ
※代理送信日は、予約
時間が異なります。
ご予約の際にご確認
ください。

- ① 10時～11時
- ② 11時～12時
- ③ 13時～14時
- ④ 14時～15時
- ⑤ 15時～16時

会場 仙台商工会議所

予約申込み 相談日時を ☎022-265-8127
までお申し込み下さい。

持参書類

- ① 令和2年分申告書(所得税用・消費税用)、決算書用紙及び昨年提出の控。
- ② 売上、仕入、経費、棚卸等を1年分集計した帳簿等。
※消費税課税事業者の方は、消費税率3区分(旧税率8%・軽減税率8%・標準税率10%)による課税取引金額が分かるもの。
- ③ 令和2年中に取得した10万円以上の減価償却資産の領収書等。
- ④ 源泉徴収票・報酬支払調書
※令和2年中に事業所得のほか年金・給与所得等がある場合
- ⑤ 国民健康保険の領収書等、国民年金・国民年金基金の控除証明書。
- ⑥ 生命保険(一般、個人年金)、地震保険、小規模企業共済等の控除証明書や医療費控除のための集計した領収書等。
- ⑦ 認印。

- ⑧ 本人名義の通帳と金融機関届出印(振替納税を申請する場合)
※還付になる場合は、本人名義の通帳のみ持参。
- ⑨ 災害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの。
- ⑩ 災害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、原状回復のための修繕費用等の分かるもの。
- ⑪ 災害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの。
- ⑫ 市町村から交付された「り災証明書」等。
- ⑬ 国税庁「確定申告書等作成コーナー」で作成した決算書等の令和元年分または令和2年分データ(USB等に保存したもの)

該当する方のみ

**注意
事項**

1. 事前に電話で予約のうえご来所ください。予約状況等によっては希望日に応じられない場合があります。
2. 相談は顧問税理士の関与を受けていない個人事業者の事業所得に限ります。(株や建物の譲渡所得・贈与税等は相談の対象外とさせていただきます)
3. お車等をご利用の方は近くの有料駐車場をご利用ください。
※ご持参頂きました書類並びに1年分の集計(売上、仕入、経費、棚卸等)に不備等がある場合には、当日、相談をお受け出来ない場合がございますので予めご了承ください。

※新型コロナウイルス感染防止のため、「3密」回避をはじめとする適切な対策を講じながら開催致します。出席される皆様に於かれましては、マスク着用や手洗い、アルコール消毒等に努めて頂き、発熱や体調不良等の症状のある方は出席を自粛して下さいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。また、今後の感染拡大の状況等により、やむを得ず開催を見合わせる場合がありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

予約申込み

仙台商工会議所

お問い合わせ

中小企業支援部 経営支援チーム

〒980-8414 仙台市青葉区本町2-16-12

TEL. 022-265-8127

FAX. 022-214-8788

経営のことなら、どのようなことでも 仙台商工会議所にご相談ください

金融支援

- 運転、設備資金の資金繰りについてマル経融資の活用や制度融資の斡旋などでサポート

経理・税務支援

- 個人事業主の記帳、確定申告をサポート

専門家対応支援

- 税理士・社会保険労務士等の専門家を無料で派遣して経営課題解決をサポート
- 経験豊かな窓口専門家が無料で経営課題解決に向けアドバイス

事業継承支援

- 円滑な事業継承に向けた準備から実行までをワンストップで対応

創業支援

- 創業計画書の作成を支援
- 届出手続きや融資制度など創業に関する相談に対応

補助金申請・ 経営革新計画作成支援

- 補助金申請・経営革新計画の作成をお手伝い

販路拡大支援

- 全国の様々なバイヤー企業との商談会を開催して販路拡大を支援
- 専門コーディネーターが商談会に同伴して成立へ向けサポート

労務・人材育成支援

- 労働保険・社会保険の手続きをお手伝い
- 業種別・階層別のセミナーで人材育成を支援

共済支援

- 小規模企業共済制度で節税対策と事業引退後の生活をサポート
- 経営セーフティ共済制度で連鎖倒産のリスク管理と節税対策をサポート

令和2年分の所得税確定申告から **65万円の青色申告特別控除** の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。
個人の方の所得について

- ① 青色申告特別控除額が変わります。(現行 65万円 ⇒ 改正後 55万円)
- ② 基礎控除額が変わります。(現行 38万円 ⇒ 改正後 48万円)
- ③ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて **e-Taxによる申告(電子申告)** 又は **電子帳簿保存** を行くと、引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)が受けられます。

※以上の改正は、令和2年分以降の所得税について適用されます。

※1 一定の要件の下で帳簿を電子データのまま保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。

※原則として課税期間の途中から適用することはできません。

改正前(令和元年分申告まで)			
控除額			要件
青色控除	基礎控除	合計	記載方法・申告方法
65万円	38万円	103万円	(1) 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記) (2) 貸借対照表と損益計算書を添付 (3) 期限内申告
10万円	38万円	48万円	簡易な記帳

改正後(令和2年分申告以降)			
控除額			要件
青色控除	基礎控除	合計	記載方法・申告方法
65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる電子申告 又は 電子帳簿保存
55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除」の要件】